

2024年7月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

法人or個人 どっちが有利??  
(法人成りのタイミング検討)

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「馬籠宿」

### 目次

- |   |                 |   |                |
|---|-----------------|---|----------------|
| 2 | 人手不足の課題と解決策     | 6 | 産前産後休業期間の保険料免除 |
| 3 | お客は少なくて良い!      | 7 | 相続登記の義務化       |
| 4 | 法人or個人 どっちが有利?? | 8 | ご案内            |

No.606

# 人手不足の課題と解決策

センター代表 杉浦 康晴

いよいよ、7月となりました。あっという間に半年が過ぎ、今年も後半戦に入りました。

さて、現在、日本において人手不足が慢性化しており、深刻な社会問題となっております。企業が直面している人手不足の課題と、それに対する解決策について考えたいと思います。多くの企業がこの問題に直面していることと思います。そこで、具体的な取り組みや戦略を共有し、共にこの課題に立ち向かっていきましょう。

まず、人手不足を解消するためには、社員が長く働き続けたいと思える職場環境を整えることが必要です。過重労働やストレスを軽減するために、柔軟な働き方の導入や福利厚生充実が有効です。フレックスタイム制度やリモートワークの導入、健康診断やメンタルヘルスケアの充実など、社員の健康と働きやすさを支える取り組みが重要です。「言うは易く、行うは難し」と言われますが、少しでもできることから進めていこうという経営者の強い意志は欠かせません。

次に、人材育成とキャリアパスの明確化が求められます。社員のスキルアップとキャリアの展望をサポートすることで、働くモチベーションを高めることができます。定期的な研修やヒアリング、明確なキャリアパスの提示などが有効です。スタッフが自己成長を実感し、将来に希望を持てる環境を整えるこ

とが必要です。

また、テクノロジーの活用は人手不足解消の重要な手段です。業務の効率化と生産性向上を図るために、業務自動化ツールの導入が必要です。これにより、社員の負担を軽減し、効率的な業務プロセスを確立できると考えます。

さらに、人材確保のためのリクルート戦略の強化が不可欠です。優秀な人材を早期に発掘し、採用に結びつけます。外国人労働者の採用やサポートも検討し、多様な人材の活用を図ることが重要です。

最後に、オープンなコミュニケーション文化を作り、チームビルディング活動の推進により、社員同士の信頼関係を築き上げていき、そして社員の声に耳を傾け、働きやすい環境を経営者、社員一丸となって創り上げていきましょう。

これらの取り組みを通じて、人手不足の課題に対処し、持続可能な成長を実現していくことができると思います。共に努力し、より良い企業環境を創り上げましょう。



# お客は少なくて良い！

－ 部分の非合理性を全体の合理性に転化する －

葵経営コンサルタント 中島 和人

「なぜ西松屋はいつもガラガラなのに潰れないのか…」との興味深い記事※<sup>1</sup>を読みました。西松屋の店舗は本当に驚くほどお客が少ないとのこと。さらに売上が伸びると、新たに出店して客を分散させており、敢えて店をガラガラにしているようです。しかし顧客の支持は厚く、広々とした店内や駐車スペース、整理された品揃えやひと目でわかる陳列方法、そして商品が廉価であることも魅力的で、出産や育児に追われる親たちにとって、必要な商品をワンストップで揃えられる、なくてはならない店が西松屋なのです。

経営システムは、統一された店舗の大きさや陳列方法、現場の労力を省く本部スタッフによる発注と在庫管理、マニュアル化による従業員の即戦力化等、少人数でも運営が可能な店舗。複数店舗を管理する店長の役割はスリム化されており、この徹底的な効率化により、売上が低くとも利益の上がる仕組みが構築されているのです。

一見すると非合理に見えるこの「ガラガラ戦略」ですが、明確なターゲット設定と有効な価値提案。そして複数の活動を相互依存的に組み上げ業務効率化を図る仕組み等、高度なマネジメントを実践しており、部分の非合理性を全体の合理性に転化する複雑な戦略なのです。

再三の引用で恐縮ですが、おおこうち内科クリニックの事例を紹介します。患者へのおもてなしの一例として、就職活動の為に健康診断に訪れた女性の話です※<sup>2</sup>。その女性、同封し提出する履歴書に写真を貼り忘れたことに気づき困っていたそうです。それに気付いたスタッフは写真館を紹介するだけでなく、ラフな格好の女性に、家

が近いスタッフがスーツを貸し与え書類提出を間に合わせたという逸話です。感動的な話ではありますが、医療機関がここまで対応すべきなのであるのかとの意見ももつとも思います。ただ観点を変えると他の解釈も可能となります。

心理学に「内発的動機付け」という概念があります。これは「もっとできるようになりたい」という気持ちの高まりによりモチベーションが向上し、仕事に能動的に向き合うようになり、責任感や向上心が生まれ、結果、仕事の質の向上に繋がるという考え方です。創造性が求められる業務を提供する組織の構成員には必要な要素であり、エドワード・L・デシという心理学者は、関係性(周囲と良好な関係)、自立性(自分の意志が尊重される)、有能感(自分がすぐれている、役立っていることを認識できる)の3つの要求を満たすことは、動機付けを高めることに有効と唱えています。

筆者は考えます。事例の行為のスタッフの実践は、実は結果的にデシの3欲求の獲得に寄与することに繋がるのではないかと、つまりスタッフの内発的動機付けを高める施策として、こういった行為をトップは敢えて推奨し、結果を高く評価しているのではないかと。部分の是非ではなく、目的に寄与するか否かという、目的合理性から判断する観点と考えることはできないでしょうか。

これはあくまで筆者の推測です。とは言え経営とは、業務と異なり、有機的なシステムであり、ノウハウを単に積み重ねたものでなく、高い視座から総合的に判断すべきものと再認識致しました。

※<sup>1</sup> <https://president.jp/articles/-/81454?page=1>

※<sup>2</sup> 「クリニックばんぶう」2024/3月号 P23

# 法人or個人どっちが有利??

葵総合税理士法人 小澤 魅玲

個人事業主の方で法人成りを考えている方は少なくないかと思います。今回は法人か個人かのメリット・デメリットを踏まえて、法人成りについてご説明します。

## ○法人成りの目安と根拠

- ①課税所得金額が800万円以上の方 → 節税になる可能性が高い
  - ②事業拡大しようと考えている方
  - ③従業員を増やしたい方
  - ④課税売上が1,000万円を超えた方 → 消費税の納税が最大2期間免除となる場合がある
- } 社会的信用度が上がる

## ○法人成りのメリット (①④根拠詳細)

### ①節税になる可能性が高い

所得税率：収入が増えれば増えるほど税額が高くなる仕組み（超過累進税率）

法人税率：年800万円以下の部分…15%（原則：19%） 800万円超の部分…23.2%

（中小法人の場合）

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

税率を基に所得税・法人税を課税所得金額ごとに計算すると…

課税所得金額	所得税		法人税
500万円	57万2,500円	<	75万円
800万円	120万4,000円	>	120万円
1,000万円	176万4,000円	>	166万4,000円

上記表のように課税所得金額800万円以上の方は法人税額の方が少なくなるのがわかります。

#### ④消費税の納税が最大2期間免除

免税事業者の条件：基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下  
 新設法人の場合は、設立1、2年目は基準期間（前々事業年度）はありませんので、  
 原則、免税事業者となります（但し、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合等  
 は、2期目は課税事業者となります）。

また、個人事業主から適格請求書発行事業者で、法人成りしても続けて適格請求書発  
 行事業者となる場合（課税事業者を選択する場合）は、消費税免税のメリットは受けられま  
 せん（BtoB取引の方は注意）。

#### ○その他のメリット

- ・経費になる項目が増える（生命保険の保険料等）
- ・赤字になった際の欠損金が10年繰り越せる（個人は3年）
- ・決算月が自由に選べる
- ・資金調達方法が増える

#### ○法人成りのデメリット

- ・設立、廃止時にコストがかかる
- ・赤字でも法人住民税均等割は支払義務有（名古屋市：7万1,000円以上）
- ・交際費に上限有  
 （中小法人：年800万円もしくは「接待飲食費×50%」のいずれか高い金額）
- ・役員報酬を安易に変更できない
- ・従業員の社会保険への加入が強制

#### ○まとめ

	メリット	デメリット
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節税効果が高い</li> <li>・社会的信用度が上がる</li> <li>・欠損金が10年繰り越せる</li> <li>・経費が増える（生命保険の保険料等）</li> <li>・決算月が自由に選べる</li> <li>・資金調達方法が増える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立、廃止時にコストがかかる</li> <li>・赤字でも法人住民税均等割がかかる</li> <li>・交際費に上限有（損金算入限度額）</li> <li>・役員報酬を安易に変更できない</li> <li>・従業員の社会保険加入が強制</li> <li>・株主総会、取締役会の手続き有</li> </ul>
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会・取締役会の手続きなし</li> <li>・常時使用の従業員が5人未満の場合は社会保険の加入が任意</li> <li>・赤字の場合は所得税0円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人に比べ社会的信用度が低い傾向にある</li> <li>・欠損金が3年しか繰り越せない</li> <li>・事業経費となる支出が法人より少ない</li> <li>・決算月は12月のみ</li> </ul>

上記のように、法人成りすると節税・社会的信用度上昇のメリットが大きい反面、赤字でも一定の税金が発生、役員報酬が安易に変更できない等、自由度は減少します。反対に法人で規模縮小を考えている方は、赤字だと住民税等がかからない、株主総会の手続きがない等、事務作業も簡略化できる側面もあるため、個人成りも選択肢になります。法人成り等をご検討の顧問先様におかれましては、包括的にご支援できる弊社に是非ご相談ください。

# 産前産後休業期間の保険料免除

葵労務管理事務所 犬飼 昭士

今年から医師国保組合及び歯科医師国保組合の保険料も産前産後休業期間中は免除となりました。この制度の概要を他の社会保険とともに対比して説明します。

平成26年に産前産後休業期間中の協会健保等の健康保険と厚生年金保険の保険料免除が施行されました。労働基準法に定められた産前産後休業期間とは出産日（出産日が出産の予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日目までの間で妊娠または出産に関する事由を理由として労務に服さなかった期間の事を指し、この期間に基づき保険料が免除されます。（出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含みます。）具体的には産前産後休業を開始した月から終了日の翌日の属する月の前月まで保険料が免除されます。

その後、平成31年に産前産後休業期間中の国民年金保険料を免除するという法律が施行されました。国民年金第1号被保険者が出産する場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）保険料が免除されます。出産前、出産後どちらでも申請できますが、出産前の申請なら予定日、出産後の申請なら出産日を基準にするため、免除の月数に変化はありません。

今年になり産前産後休業期間中の国民健康保険料を免除にするという法律が施行されました。市町村国保が1月から保険料免除を開始しました。免除期間は先に記した国民年金保険料と同様です。そして、医師国保組合及び歯科医師国保組合も保険料を免除することになりました。（医師国保組合は4月分から免除が可能です）免除となる期間は出産日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）です。特に注意すべき点が2つあります。1つ目は出産後のみ申請可能という点です。他の保険制度は出産前、出産後どちらでも申請可能ですが医師国保組合及び歯科医師国保組合の場合、妊娠中の申請はできません。2つ目は他の制度は申請が承認された場合、産前産後休業期間の保険料を納付することを必要としないのですが、医師国保組合及び歯科医師国保組合の場合は、一旦、事業主が全額を納付しなければなりません。申請後に指定口座に免除分の保険料が振り込まれます。

（医師国保組合の保険料還付については1月から12月までを1年とし、翌年3月下旬に指定口座へ振込されます。歯科医師国保組合は確認作業終了後、随時）

医師国保組合及び歯科医師国保組合については都道府県ごとに多少、取り扱いが異なります。今回、お知らせしたものは愛知県の医師国保組合及び歯科医師国保組合です。他府県については、ホームページ等でご確認ください。

# 相続登記の義務化

弁護士 長谷川 留美子

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。すなわち、相続（遺言を含みます。）により不動産の所有権を取得した相続人は、自分のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由がないのにこの義務を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象になります。

まず、遺言がある場合は、遺言で不動産を取得した相続人が、遺言によって相続登記をしなければなりません。

遺言がない場合は、遺産分割によって不動産をどの相続人が取得するかを決めますので、その結果不動産を取得した相続人が相続登記をしなければなりません。たまに、面積の小さい土地などの登記が漏れているときがありますが、取得したすべての不動産について登記をしなければなりません。

では、遺産分割をしていないときはどうなるのでしょうか。この場合、遺産分割をしないまま相続登記もしないで3年を過ぎると、相続人全員が義務違反になります。このようなときは、相続人申告登記をしておかなければなりません。この登記は、相続人全員が揃わなくても、単独で、不動産を管轄する法務局で、戸籍謄本や住民票などの必要書類を持って行って無料で行うことができます。オンラインで行うこともできるようです。

相続登記の義務化は、所有者不明土地問題

の解消の法律改正の一環で行われました。所有者不明の場合、その不動産の利用ができませんので、相続登記を義務化して、誰が所有者かわかるようにしようというのです。

皆さんの中にも、住んでいる土地建物について遺産分割の話し合いをしないままにして、名義が亡くなったおじいさんやひいおじいさんの名前のままになっているのを放置している、という方はいませんか。このような状態を放置すると、相続人がどんどん増えて、その行方を捜すこともできなくなっていくます。

ずっと以前に亡くなった方の名義のままになっている不動産の相続人になっている方は、令和6年4月1日の改正法施行から3年以内に相続登記を行わなければ義務違反となります（不動産を相続で取得したことを知らなかったときは知ってから3年以内）。自分は住んでいないから関係ない、自分はその不動産をもらうつもりはないから関係ない、と思っても、遺産分割が終わっていなければ法的には相続人になっていますので、少なくとも相続人申告登記を行わなければ義務違反になります。

もっとも、相続人申告登記を行うだけでは、相続登記の義務違反を免れるだけで、不動産の所有権の問題は何も解決しません。亡くなった方の名前になったままの不動産の相続人の方は、早く遺産分割協議を始めた方がよいと思います。

## 7月の税務・労務

- 1日◇令和6年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
 ◇令和6年4月決算法人の事業所税申告及び納付  
 ◇令和5年分国外財産調書及び財産債務調書の提出  
 ◇個人住民税第1期分の納付  
 ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届提出（期限＝支払後5日以内）

- 10日◇源泉所得税の納付  
 ◇納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付  
 ◇住民税特別徴収額の納付  
 ◇社会保険の報酬月額算定基礎届  
 ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付（第1期）

- 31日◇令和6年5月決算法人の確定申告、11月決算法人の中間申告、8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
 ◇令和6年5月決算法人の事業所税申告及び納付  
 ◇所得税予定納税額第1期分の納付  
 ◇固定資産税及び都市計画税第2期分の納付

## 8月の税務・労務

- 13日◇源泉所得税の納付  
 ◇住民税特別徴収額の納付

- 9月2日◇令和6年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
 ◇令和6年6月決算法人の事業所税申告及び納付  
 ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付  
 ◇個人事業税第1期分の納付  
 ◇個人住民税第1期分の納付  
 ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届



## ご案内

### ●康友会からのお知らせ

#### 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和6年 7月 17日 (水)  
 令和6年 8月 16日 (金)  
 令和6年 9月 17日 (火)  
 弁護士 長谷川 留美子

### ●センターからのお知らせ

#### 【無料よろず相談日(予約制)】

令和6年 7月 17日 (水)

### ◎休日のお知らせ

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



### 葵総合経営センター・康友会ニュース

#### 『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸  
 山田真義 近藤美千栄 河村敦子

「夏は夜。月のころはさらなり。闇もなほ、ほたるの多く飛びちがひたる。」  
 清少納言は夏の夜に趣を感じていたようです。月夜は勿論だが、月明かりが無い闇夜の中を蛍が飛び交っている光もまた良いと。  
 幼少の頃、近所の川辺でよく見た蛍も、最近はずっかり見なくなりました。蛍が好む静かできれいな水辺が減っていることが原因です。  
 環境保全、個人でできることは取り組んでいこうと思います。 横尾 泰幸